

原 議 保 存 期 間	3年(令和9年3月31日まで)
-------------	-----------------

佐 本 捜 一 発 第 2 1 0 号
佐 本 刑 企 発 第 2 1 6 号
令 和 5 年 1 1 月 2 4 日

各 警 察 署 長 殿

有 効	令和9年3月31日まで
検視係	

刑 事 部 長

死体取扱時における貴重品の適正な取扱い等について（通達）

先般、他県の警察署員が、臨場した死体取扱現場において、当該現場に残されていた現金を領得する事案や、死体取扱いに従事した警察署員が、死体取扱現場から引き上げて警察署に保管中の現金を窃取する事案が発生した。この種事案の再発防止を図るため、死体取扱時における死体取扱現場に残された現金、有価証券、貴金属その他の貴重品（以下単に「貴重品」という。）の取扱い等については、下記のとおりとするので、死体取扱いに従事する全警察官に周知徹底を図り、適正な取扱い等を期することとされたい。

記

1 死体取扱現場における活動について

(1) 警察署幹部の対応

警察署幹部は、死体を取り扱う可能性がある現場に警察官を単独で臨場させるときは、次の措置を講じて取扱いの適正を確保すること。

ア 臨場した警察官に、人命救助や捜査の観点から行う生死の別の確認を行わせ、死亡を確認したときは、直ちに死体及びその周辺の映像を高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）のデータ端末等により送信させるなどして、現場の正確な状況を把握すること。

イ 臨場した警察官に、貴重品の確認作業、家屋内の調査等を、単独で行わないよう指示すること。

(2) 現場責任者の対応

死体取扱現場に臨場した現場責任者（以下単に「現場責任者」という。）は、貴重品の確認作業、家屋内の調査等を指揮すること。

その際、臨場した他の警察官に対して、必ず複数人で行うよう指示し、その励行を確保すること。

2 死体取扱現場における貴重品の取扱いについて

(1) 貴重品の発見報告

現場責任者は、死体取扱現場において貴重品を発見した場合には、発見した貴重品の品名、数量等を警察署幹部に報告すること。

(2) 死体取扱現場で遺族等に引渡しができる場合の取扱い

現場責任者は、死体取扱現場で発見された貴重品について、調査等が完了した場合には、当該現場において遺族等（遺族その他貴重品を引き渡すことが適当と認められる者をいう。以下同じ。）に確実に引き渡すこと。

(3) 死体取扱現場で遺族等に引き渡すことができない場合

現場責任者は、貴重品に係る調査等が死体取扱現場で完了しなかった場合及び当該現場において遺族等に貴重品を引き渡すことができない場合には、警察署幹部に対し、貴重品の品名、数量等及び当該現場の防犯設備の状況等に鑑み当該貴重品を当該現場に残置することの適否についての意見を具申すること。

警察署幹部は、報告を受けた貴重品の品名、数量等及び現場責任者の意見を踏まえ残置することが適当でないとき、当該貴重品のうち保管が必要なものを指定して、警察施設に引き上げさせること。

警察署幹部は、当該貴重品を当該現場に残置させる場合には、当該現場等を施錠することで盗難等を防止することができることを確認し、当該現場等を施錠した鍵を警察施設に引き上げさせること。

3 警察施設に引き上げた貴重品等の取扱いについて

警察署長は、引き上げた貴重品等（上記2(3)により警察署幹部が引き上げさせた貴重品及び鍵をいう。以下同じ。）を保管及び管理する責任者（以下「保管責任者」という。）として、警部以上の警察官を指定すること。

指定する警察官は、原則として刑事部門を担当する課長及び当直責任者とする。

保管責任者は、引き上げた貴重品等を保管庫（施錠設備を具備した専用の金庫又はこれに代わる設備（証拠品保管庫を除く。））に適切に保管すること。

保管庫の鍵は執務時間内は保管責任者が、執務時間外は当直責任者が管理し、引き継ぐ場合は、その状況を明確にすること。

また、保管責任者は、貴重品等の保管及び管理の状況を別添「貴重品保存・出納簿」により記録し、貴重品の引き上げの有無について「変死体等の検視（見分）結果報告」に明記すること。

4 運用開始日

令和6年1月1日

5 その他

貴重品保存・出納簿の保存期間は、1年とする。

（別記様式省略）